

仕様書

1 業務名

大分県版スマートムーブ効果検証業務委託

2 履行期間

契約の締結日から令和9年1月29日まで

3 履行場所

大分県内

4 目的

大分県版スマートムーブデーは、地球温暖化防止月間である12月に一斉行動日を設定し、広く県民に大分県版スマートムーブの実践を呼びかけることで、普及・定着を図る取組である。

本業務は、平日朝の通勤時間帯における主要渋滞地点の交通量等を、大分県版スマートムーブデー実施日と通常日で比較・分析し、交通量の変化や渋滞状況を把握するとともに、その結果を基に二酸化炭素の削減量等を算出することで、実施効果を検証することを目的とする。

5 業務内容

(1) 交通量等調査

大分市内の主要な渋滞箇所等3地点において、4日間の交通量、渋滞状況等の調査を実施する。具体的な調査地点及び調査方法については、県と受託者との協議により決定する。

なお、4日間のうち1日は、令和8年12月9日（水）に予定する大分県版スマートムーブデー（一斉行動日）に実施するものとする。

(2) 交通状況の比較・効果分析

大分県版スマートムーブデー実施日と通常日の交通量等を比較・分析し、交通量等の変化及び二酸化炭素削減量等を算出する。なお、二酸化炭素削減量の算出方法については、国等が示す算定方法や既存の原単位等を踏まえ、県と協議のうえ決定する。

(3) 効果検証結果の取りまとめ

上記の調査・分析結果を取りまとめ、報告すること。

6 成果物

業務実績報告書を1部提出すること。

なお、成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、その使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

7 法令遵守等

業務の履行に当たっては、関係法令を遵守して実施すること。

8 再委託できない「主たる部分」及び再委託できる範囲で再委託の承認を要しない「軽微な部分」の範囲

「主たる部分」：「5 業務内容」に係る総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務

「軽微な部分」：コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、消耗品購入、会場借上等の業務

9 その他

本仕様書に定めのない事項や社会情勢の変化により内容に変更が必要となった事項、委託業務の実施に当たって疑義が生じた事項は、必要に応じて県と受託者が協議して定めるものとする。